

国民年金保険料の 免除申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がり、国民年金保険料の納付が困難となった場合に、保険料の免除申請が可能となりました。

手続き方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ(<https://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

▶問い合わせ 保険年金課国民年金担当(内線270・275)

介護保険料の 減免特例を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる65歳以上の被保険者を対象に、介護保険料の減免を実施します。

対象要件などの詳細は、7月中旬に郵送する令和2年度の納入通知書に同封されるお知らせや、市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 高齢者福祉課介護保険担当(内線277)

家計急変世帯「就学援助」給付金

- ▶対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した市内小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯
- ▶支給内容 学用品費、校外活動費など
- ▶申請期間 令和3年3月末まで随時(申請月以降の分を学期末に支給)
- ▶必要書類 令和2年1月以降の収入状況が分かる書類などを提出していただきます(詳しくは市ホームページに掲載)。
- ▶問い合わせ 教育総務課財務施設担当(内線5307)

家計急変世帯 「高校生等奨学資金」給付金

- ▶対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した高校生または高等専門学校生のいる世帯
- ▶支給内容 1カ月1万円
- ▶申請期間 令和3年3月末まで随時(申請月から毎月支給)
- ▶必要書類 令和2年1月以降の収入状況が分かる書類などを提出していただきます(詳しくは市ホームページに掲載)。
- ▶問い合わせ 教育総務課総務担当(内線5308)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免が受けられる場合があります

▶対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯: 全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア～ウの要件を全て満たす世帯: 前年の所得に応じて減免
 - ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - イ. 前年の所得の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ. 減少することが見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶対象となる保険税および保険料 平成31年度分および令和2年度分のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの
※ただし、平成31年度分については令和2年2月分から3月分に相当する金額のみ

国民健康保険に加入している方

- ▶申請方法 国民健康保険税減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。
- ▶申請に必要なもの
 - ・国民健康保険税減免申請書
 - ・国民健康保険被保険者証

- ・申請する方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ①の場合
 - ・死亡診断書または医師の診断書の写し、新型コロナウイルスに感染したことが証明できる書類
 - ②の場合
 - ・令和2年1月以降の収入が分かる資料の写し(申請月以降の見込み額を含む)
 - ・平成31(令和元)年分の確定申告書または源泉徴収票の写し
 - ・廃業などの場合は、それを証明する書類の写し

後期高齢者医療の方

- ▶申請方法 後期高齢者医療保険料減免申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。
- ▶申請に必要なもの
 - ・後期高齢者医療保険料減免申請書
 - ・収入減少事由に対応した減免を受けようとする理由を証明する書類の写し
 - ・収入状況申告書
 - ・収入状況申告書の記載内容を証明する書類
- ▶問い合わせ 国民健康保険については同課国保担当(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226・227)

水道料金のうち基本料金を 4カ月間無料にします

6月～9月までの4カ月間、検針によって請求される水道料金のうち、基本料金を無料とします。

「上下水道使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)に表示される水道料金および合計金額には基本料金が含まれていますので、表示額からご使用の水道の口径に応じた2カ月分の基本料金(税込)を差し引いた額が請求額になります。

※従量料金および下水道使用料は、無料化の対象ではありません。

口径(mm)	基本料金(2カ月分:税込)
13	2,860円
20	3,080円
25	8,800円
40	16,500円
50	26,400円
75	34,100円

上下水道使用水量・料金等のお知らせ

お客様番号

使用月 年 月 日

検針日 年 月 日

水栓所在地

口径	mm	メーター番号	
用途		検針員	
今回指針	m ³	前回指針	m ³
旧メーター水量	m ³		m ³
使用水量	m ³		m ³
下水排水量	m ³		m ³
水道料金	円		円
(内消費税 %)	円		円
下水道使用料	円		円
(内消費税 %)	円		円
合計金額	円		円
(消費税等を含む。)			
振替日・納期限	年 月 日		
前回水量	m ³	前年同期水量	m ³

水道料金から基本料金を減額して請求します

検針票の水道料金および合計金額には基本料金を含めた金額を記載しています。
口座振替時、納入通知書では基本料金を減額します。

上下水道料金等領収書(口座振替分)

使用月 年 月 日

使用水量 m³

下水排水量 m³

水道料金 円

(内消費税 % 円)

下水道使用料 円

(内消費税 % 円)

合計金額 円

(消費税等を含む。)

振替日 年 月 日

上記金額を口座振替により領収しました。

見本 行田市水道事業課

口座振替をご利用の方は、2カ月後の検針票で基本料金が減額されることを確認してください。

▶問い合わせ 水道課業務担当 ☎553-0131

電話による総合相談窓口

556-1115 (直通)

556-1111 (代表)

受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日除く)

住宅の確保が困難な方へ

市営住宅の一時提供

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、解雇あるいは休業などにより住宅の確保が困難となった方を対象に市営住宅の一時提供を行います。

▶問い合わせ 営繕課住宅管理担当 ☎550-1554

住居確保給付金制度

離職などにより経済的に困窮し、住居を失った、またはその恐れがある方に対し、自治体が家賃相当額(上限あり)を支給することにより、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

▶問い合わせ 行田市社会福祉協議会 ☎557-5400

未就学児養育世帯に 給付金を支給します

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、社会経済活動や日常生活が制限される中、未就学児を養育する家庭の負担を軽減するため、給付金を支給します。

▶対象 小学校就学前までの子ども(平成26年4月2日～令和2年4月27日生まれ)を養育している世帯※4月27日時点で住民登録があり、引き続き、7月10日まで本市に住民登録がある方

- ▶支給時期 7月下旬(予定)
- ▶支給金額 未就学児童1人当たり2万円
- ▶申請方法 行田市から児童手当の支給を受けている方は申請不要です。その他の方は申請が必要です。
- ▶その他 対象となる方には6月下旬に案内を発送しました。
- ▶問い合わせ 子ども未来課給付担当(内線292)

